

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

### 1 現 状

#### (1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区 分	清 水 町				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	9人	49.9歳	333,677円	367,721円	—	—	—
公務補	3人	54.3歳	350,600円	388,833円	用務員	55.4歳	214,366円
運転手	3人	54.3歳	385,133円	426,799円	バス運転者	42.0歳	269,473円
その他	3人	38.6歳	265,300円	287,533円	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を合計したもの。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
(平成16年～18年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

#### (2) 年齢別職員数

単位：人

区 分	27歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳
	未満	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳
全 体	0	1	0	1	0	2	1	1	3
公務補	0	0	0	0	0	1	0	0	2
運転手	0	0	0	0	0	0	1	1	1
その他	0	1	0	1	0	1	0	0	0

#### (3) その他給与に関する事項

##### ① 給料表

技能労務職員の給料表は、一般行政職と同一の行政職給料表を適用しています。

##### ② 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

##### ③ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳を超える場合は2号俸)を標準として昇給となります。

なお、技能労務職員にきましては、行政職給料表(6級制)の4級までを適用しているところです。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の採用については、退職不補充により平成5年度より新規の採用は行っておらず、今後においても退職不補充を原則として、職員数の削減に取り組んでまいります。

## 3 具体的な取組内容

### ① 給料表

給料表については、一般行政職と同一の行政職給料表を使用してまいります。退職不補充により職員数を削減し、人件費の削減に取り組んでまいります。

### ② 手当

これまで、随時、特殊勤務手当の見直しを行い、特殊勤務手当については、全て廃止をしたところであります。

### ③ 昇給基準

昇給につきましては、現在の昇給基準により実施してまいりますとともに、引き続き、行政職給料表（6級制）の4級までを適用してまいります。

### ④ その他

平成20年3月末をもって「しみず温泉」を廃止することに伴い、技能労務職員1名を一般行政職へ職種変更することとする。

## 4 その他

技能労務職員については退職不補充を原則としており、公務補及び自動車運転手の業務等については、職員の退職に併せて、随時民間委託を実施してまいるとともに、牧場業務については、今後、牧場経営の推移を見ながら指定管理者制度の導入等について検討してまいります。